

山田みやこの活動報告

令和2年12月14日(月)

令和2年度栃木県議会 第369回 通常会議 山田みやこ一般質問

令和2年12月14日に議会にて一般質問をしました。質問と内容の全文をご報告いたします。

《質問①》9月の通常会議にて令和3年度当初予算編成方針が示されました。新型コロナウイルス感染症対策の今後の施策や、次期プランに掲げた施策の積極的な推進を図る必要がある中、今年2月に公表された中期財政収支見込みでは、令和6年度までの各年度80億円から90億円台の財源不足が見込まれています。令和3年度の財政収支見込みについて試算を行ったところ、10月時点において新型コロナウイルス感染症の対応と、さらに公共施設等長寿命化関係費の増加等により県有施設整備基金を活用してもなお109億円の財源不足が見込まれるということでした。今後も県税収入の動向は予断を許さない状況ですが、コロナ禍の中でも基本的な考えはここ数年あまり変わらないように思われます。

また全国知事会は8月に新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金が47都道府県で5,005億円不足するとの調査結果、そして11月には6,134億円不足するとの結果を出していて、本件も含めてすべての都道府県で不足見込みのようです。

さらに次年度は臨時財政対策債の発行額も膨らむ見込みで、県債残高も増え続けることになり財政的に大変窮地に追い込まれることは否めません。コロナ禍でこのように財政状況が逼迫している中、知事の5期目の県政運営については非常に難しい舵取りを迫られますが、地方創生の推進・地域社会の維持・地方雇用の維持確保など県民の生活を守ることはもとより、次期プランの素案にも掲げられています。女性や高齢者など多様な人材が様々な分野で活躍できるための人づくりにも重点を置き、合わせて不要不急の事業の見直しにも取り組むべきと考えます。

そこでどのような方針のもと何に重点を置き5期目の県政運営にあたっていくのか知事にお伺いします。

〈回答〉本県の財政は医療福祉関係経費が引き続き増加し、經常収支比率が高水準で推移している他、新型コロナウイルス感染症の影響等により今年度の県税収入は当初予算計上額を大きく下回ることが見込まれるなど極めて厳しい状況にあります。こうした中、県政の新たな基本指針として策定を進めている「とちぎ未来創造プラン」につきましましては先ごろ第2次素案を取りまとめたところであり、デジタル化の進展・新たな日常やSDGsへの対応といった視点を取り入れながら5つの重点戦略の下、18のプロジェクトを展開する予定です。特に新型コロナウイルス感染症対策と令和元年東日本台風被害からの復旧・復興は最重要課題であることから、生涯安心医療介護プロジェクトや県土強靱化プロジェクト等を通じてそれらの対応に全力を傾注して参ります。

さらに歴史文化芸術の振興や故郷の魅力向上・環境にやさしい地域づくりへ未来技術の活用促進などにも取り組み、新しい土地の形を描き次の世代に引き継いでいきます。

またこれらの取り組みを積極的に推進していくため行政経費の削減、歳入の確保などの歳出・歳入全般にわたる見直しや選択と集中によるメリハリのついた予算編成を行うなど行財政改革による強固な土台づくりに取り組んでいく考えです。5期目の県政運営にあたっては、とちぎ未来創造プランに掲げた将来像である人が育ち地域が生きる未来に誇れる元気な栃木の実現に向けて、県民の皆様から負託を受けた私の使命をしっかりと胸に刻み、全身全霊で取り組んでいきます。

〈再質問〉県政運営についての大きな重点目標という回答いただきありがとうございます。その中で地域重視、そして人材ということも大きな課題になっていくということでした。県政運営の柱である次期プランの素案においても人づくりに関連した各種政策が掲げられていますが、私の立場から重点的な取り組みとしてあらゆる分野における女性の活躍推進も非常に重要だと考えます。2019年の日本のジェンダーギャップ指数は153カ国中121位と前回の111位から下がっており、SDGsの一つであるジェンダー平等の実現も大きな課題の一つになっています。

このことから栃木県で女性が活躍できる土壌作りがこれからも大変重要になっていくと思いますが、この点についてはどのように取り組む考えなのか知事にお伺いします。

〈回答〉現在のとちぎ元気発信プランでは輝く女性活躍推進プロジェクトを掲げて、その推進組織として官民共同のとちぎ女性活躍応援団を設立し、オールとちぎ体制で取り組んできました。応援団の登録企業団体数も目標の1,000団体を超えるなど女性の活躍の基盤は着実に整いつつありますが、より具体的な成果を出すためにはこれからの5年間でまさに正念場であると考えています。このため、次期とちぎ未来創造プランでは引き続き女性活躍をしっかりと位置付けて、これまでの取り組みを継続発展させるとともに女性がより幅広い分野で能力を発揮できる環境づくりを推進するなど応援団の会長でもある私が先頭に立ち、女性がイキイキと活躍できる栃木の実現に向け取り組んでいきたいと思っております。

〈感想〉1,000を超える応援団、本当にありがたいと思っております。そして女性が幅広い分野で活躍できるように取り組んでいくという知事のお答えをいただきました。

しかし今、昨年とは一変してコロナ禍という状況の中でとりわけ厳しい立場に追い込まれているのが女性です。男女共同参画と言われてもうすでに十数年が経ちます。ですが私は男性側も女性側も、年齢や性別に対して無意識の偏見や思い込み、〈アンコンシャスバイアス〉とも言われますがこういったことが評価や人材育成の大きな壁になっているというのは否めません。ただ意識改革というものが難しいもの事実です。ですから知事自ら女性が幅広い分野で能力を発揮できる環境づくりを推進するという事ですので、こういった意識改革をしっかりと主導していただきたいそんな思いです。

《質問②》「おいでよ！とちぎ館」について産業労働観光部長に質問します。魅力度ランキング最下位への転落公表について、知事自らブランド総合研究所へ行った直談判を県民は複雑な思いで受け止めたのではないかと思います。魅力度というのは県外の方からのみの評価ではなく、県内の私たちがこの栃木県をどう見ているかということも大きく影響しているのではないかと思います。様々な恵まれた環境の中で県民自らが県の魅力を認識していなかったこと、それが低空飛行から47位まで転落してしまった一つの原因ではないかと思います。47位という結果は知事を始め私たち県民全体で真摯に受け止め、発奮の材料にして魅力度の向上に取り組んでいかなければならないと思っております。11月26日に開催されたとちぎブランド力向上会議において、現在ブランド推進の方向性として栃木の県産品や観光地などの地域資源に対して好意的な感情を有する栃木ファンの強化拡大を図っていくことと、デジタル時代に適応した施策を展開していくことが示されましたが、魅力度向上に向けてまずは県民の方一人ひとりが栃木のおすすめ品を持つことがいいのではないかと考えます。観光と県産品の振興や情報発信については県の出資法人である公益社団法人栃木県観光物産協会が重要な役割を担っており、公式サイトとちぎ旅ネット等における県内の観光情報の発信や2010年4月に本町合同ビルにオープンした本県の観光と県産品の情報館でアンテナショップ機能を持つ「おいでよ！とちぎ館」の運営、さらにはJR宇都宮駅にある栃木の県特産物を販売する「とちびより」の運営の他、各地での物産展の開催や県庁舎15階の常設展示などの伝統工芸品普及事業など様々な事業を展開しています。この魅力発信事業には今後とちぎ旅ネットなどのデジタルメディアを活用した展開が重要であることはもちろん、「おいでよ！とちぎ館」のアンテナショップ機能の活用も非常に重要であると考えます。

しかし無名有力県から有名有力県への実現は容易ではありません。「おいでよ！とちぎ館」は設置から10年が経過しました。名前はとても良い響きはありますが、入り口が分かりづらいなど立地条件も決して良いとは言えないこともあり県産品の販売や観光情報の発信所であることを知らない県民・市民が大変多いのが現実で、おいでよ！と呼びかけても反応はイマイチです。また昨年度までの5年間の来場実績を見ると年々減少傾向にあり、オープン当時の目標の年間5.5万人から大きく後退し、昨年度は1万9,716人、1日当たり69人です。さらに県産品の購入は6,619人、1日当たり23人となっています。このような状況ではアンテナショップとしての役割を果たせるかどうか非常に疑問です。販路拡大など県の施策も実現できていないのではないかと危惧しており、コロナ禍で状況がさらに厳しくなっていく中で効果的に発揮できるような創意工夫が早急に必要と考えます。

そこで設置から10年の節目を迎えた「おいでよ！とちぎ館」について効果的な支援を行っていく必要があると考えますが、産業労働観光部長の所見をお伺いします。

〈回答〉公益社団法人栃木県観光物産協会が設置運営します「おいでよ！とちぎ館」は本件の多彩な県産品のPRおよび販売、並びに観光情報発信の機能を担っています。これまで県では各種広報媒体を活用した同館のPRやとちぎおもてなしメイツの配置等により観光物産協会の取り組みを支援してきましたが、来館者数は近年減少傾向にあります。このため昨年度末から観光物産協会と在り方検討のためのワーキング会議を開催し、「おいでよ！とちぎ館」の機能や認知度向上に向けた改善策の検討を進めており、過去に集客効果の高かったテントイベント等による魅力的な店舗作りや総合文化センターなど近隣施設とのタイアップ、SNSを活用した情報発信の強化、県産品のECサイトの導入などを図っていくこととしています。

引き続き「おいでよ！とちぎ館」がより多くの県民に親しまれお越しいただける施設になるよう観光物産協会の取り組みを支援していきます。

〈再質問〉ECサイトの導入はコロナ禍の中で非常に重要になると思います。既にワーキング会議で対策を図っているということですが、物産協会が公益性のあるアンテナショップであるという特性上、ただ単に売上げが上がりやすいというものでもないことは分かります。しかし人が来なければ良さが伝わらず、ワーキング会議の結果を見ても過去5年間入場者数の減少が続いています。入場者数を増加させることは本当に難しいことだと思いますが、やはり県民が「おいでよ！とちぎ館」の場所を知っているかどうか、認知度を増やすことが重要だと考えます。

そのためにはワーキング会議の中に地域住民の方や会員の企業の方と一緒に話し合い、様々な分野での意見を収集することが今後必要ではないかと思いますがその点について再質問します。

〈回答〉ワーキング会議では観光物産協会のメンバーと県メンバーも含めて議論をしているところではありますが、より幅広い意見という意味では店頭でのアンケートを行っています。それに加えまして様々な形で県民の皆様のご意見を頂戴し、それが逆に存在を知っていただくPRにもなるような形で知名度アップに努めるようにしていきたいと思えます。

〈感想〉様々な角度からの意見というのは非常に重要です。そういったところをしっかりと拾い上げながらアンテナショップ機能が効果あるようにしていただきたいと思えます。

またこれは関連になりますが、県庁5階の北西の角に伝統工芸品の素晴らしい展示があります。そこにあるものは「おいでよ！とちぎ館」で販売しているというメッセージもあります。しかし人目に付きにくい場所のように感じます。年1回の展示の取り替えということも聞いていますがものづくりのPRとしてしっかりと人に見える場所に設置し、もっと目に留まるような改革を行って欲しいと切に感じましたのでどうぞよろしくお願いいたします。

《質問③》次に婦人保護事業について質問します。過去に何回かDV被害者の自立支援について質問をしてきましたが、今回は婦人保護事業について婦人相談員の充実の観点から伺います。

婦人保護事業は婦人相談員、婦人相談所、婦人保護施設の三本柱からになっており、売春防止法という根拠法が行われるようになって64年になろうとしています。平成13年に制定されたDV防止法によりDV被害者、平成16年には人身取引被害者、平成25年にはストーカー被害者も婦人保護事業の対象となり、保護援助を必要とする女性すべてを対象に女性を支える大きな役割を果たしています。

しかし婦人保護事業は法律に基づく国の施策でありながら、実態は都道府県によって施設・体制・職員配置・婦人保護施設の有無から運営の理念・運営の在りようまで驚くほど違っています。平成26年に厚生労働省が婦人相談所ガイドラインを策定しましたが、技術的助言として法的拘束力を有する基準ではないということです。ローカルルールにより全国統一の基準は策定されていません。コロナ禍での外出自粛要請や、不安・ストレスなどにより全国的には5月・6月には相談窓口寄せられたDV相談件数は前年同月と比較してそれぞれ約1.6倍と大幅に増加しており、DVや家庭内での性暴力が今後ますます増える可能性が危惧される状況のため、県として相談支援体制の強化など婦人保護事業への取り組みをより一層充実させていく必要があると考えます。そのためには一連の対応の入り口となる相談時の対応が非常に重要であり、婦人相談員が相談業務にしっかりと取り組める体制整備が必要です。婦人相談員は命と人権の根幹を担っている仕事で高い専門性が求められるにもかかわらず、その処遇面では売春防止法から婦人相談員の非常勤規定が削除された現在でも全国的に8割が非常勤職員のままで本県も同様です。今年度から会計年度任用職員制度がスタートしましたが、まだ処遇としては十分とは言えません。福祉事務所等に配置されている婦人相談員の多くが母子・父子自立支援との兼務となっており、一人職場兼務による業務量が課題となっているという問題もあります。

このような状況では経験が豊富な専門性に富んだ人材の確保や定着が難しく、なんとか被害女性を守ろうとしてもその限界があります。また現場の婦人相談員からは相談者の主訴が明確ではないことが多く、児童虐待とも連動し限られた時間での見立てが非常に容易ではないこともあり、適切な判断で相談が受けられているか不安を抱えているとの話も聞きます。相談の入り口から自立の入り口まで一貫した支援経験を積むことで支援の引き出しが広がりますが、相談業務に重要な専門性の向上もこれでは不十分ではないかと思われま。さらに現場で婦人相談員を支える婦人保護担当の行政職員や所長も人事異動により決して長いとは言えない期間で変わります。制度疲労を起こしているのではないかと考えます。婦人相談員そのものが少数職種で必要が本当に認識されているのだろうかと思うことがあります。環境やその権限役割を担うための地位・経済的な待遇条件が整っていないのではないのでしょうか。婦人保護事業の中核を担う県として様々な困難を抱える女性に切れ目のない支援を提供していくためには、新人の婦人相談への早期の養成研修やすべての婦人相談員に対して相談事例を含む定期的な研修、そしてスーパーバイザーの養成とともに段階を踏んでの常勤職員としての登用。さらに代理受傷や燃え尽き症候群に陥らないための相談体制の整備など婦人相談員会への聞き取り調査なども行って必要を把握した上で迅速に対応していくことを求めます。

そこで婦人保護事業の充実のために婦人相談員の処遇改善や専門性のさらなる向上にどのように取り組んでいくのか県民生活部長にお伺いします。

〈回答〉県では婦人保護事業において重要な役割を担う婦人相談員の専門的知識や技能のさらなる向上を図るため、9月に全市に対して行ったアンケート調査の結果を踏まえて今後、市に相談員への基礎研修や社会情勢に応じた専門研修の実施など研修の一層の充実を図っていくこととしています。合わせて婦人相談員への心理的ケアなどのサポートが適正に適切に行われるよう、管理的地位にある職員に対する研修についても実施していきたいと考えています。また婦人相談員への処遇につきましては今年度から会計年度任用職員制度が導入されたところで、国の動向なども注視していくとともに引き続き適切な在り方について検討をしていきます。

今後とも様々な困難を抱えた女性に対し、より良い支援が行えますよう婦人保護事業の充実に取り組んでいきます。

〈再質問〉相談員の充実について答弁をいただきました。ただ処遇という形ではまだまだ難しいと思いますが、自治体によっては正規職員として募集しているところもあります。実力と経験を積んだ方たちが生き生きと自分の力で働ける職場を目指すということに関しても県としても今後考えていただきたいと思ひます。

もう一つ質問です。先ほども言いましたが婦人保護事業には全国統一の基準がありませんが、各県ごとに様々な形で取り組んでいることが非常によく分かります。本県もとちぎ男女共同参画センターが婦人保護の中核機関となってから間もなく10年が経過しようとしています。この節目を迎えるにあたって婦人相談事業を検証するという意味でもう一度課題を把握した上で、さらに充実に向けていくべきと思ひますが検証ということについてどのように考えているのか県民生活部長に所見をお伺いします。

〈回答〉県ではこの10年間男女共同参画センターに置いて様々な社会的な変化に対応しながら民間支援団体とも協力して婦人保護事業を行ってきたところですが、近年は事案も益々複雑化・多様化しています。またDVと児童相談所の一層の連携、あるいは市で配偶者暴力支援センターの設置が進んでいる中、県の役割をどうしていくかという課題も出てきているところ。またこういった中で来年度は県DV基本計画の改定年度にあたります。この10年間を振り返り婦人保護事業全般について幅広く様々な方からご意見をお聞きして、これまでの取り組みを検証・見直しを行いたいと考えています。これにより婦人保護の充実につながるような経過改訂作業を進めていきたいと考えています。

〈感想〉検証や見直し、そういった意味では10年という節目でさらに向上していくために支援の向上のために検証し、そして在り方についても見直すという言葉をいただきました。現場の方や今まで相談や婦人保護事業に関わってきた方などの意見もしっかりと取り入れながら、今後の県の婦人保護事業を充実させていただきたいと思ひます。燃え尽き症候群であったり、急に辞めてしまったりなどしてしまい、二次受傷し自分が病んでしまったり、造語ですが「やりがい搾取」と相談員の部門ではそんなことが言われるようなことも他県ではあるそうです。そんなことにならないためにも女性が活躍できる職場を目指し環境整備にしっかりと取り組んでいただきたいと思ひますのでどうぞよろしくお祈りします。

《質問④》次に妊娠SOSの設置について保健福祉部長に質問します。厚生労働省の専門員会において検証した平成30年度の虐待による死亡事例は0歳が40.7%で最も多く妊婦健診診査未受診や予期せぬ妊娠など妊娠期・周産期の問題が乳児虐待につながるリスクとして留意すべきポイントであると指摘されています。そのため妊娠したかもしれない、どうしたらいいかわからない、産んでも育てられない、一人で産んで育てたい、彼女を妊娠させてしまったなど、誰にも相談できない予期せぬ妊娠に関する相談対応をする窓口を設置して早期から支援に取り組むことが重要だと考えます。本県では広域健康福祉センターにおいて予期せぬ妊娠等の相談も含めて、保健師が思春期から更年期に至る女性の健康支援として電話や面接による相談を受ける体制となっていますが、妊娠に特化した相談窓口ではなく、妊娠に関する相談はほとんどない状態にあると聞いています。全国の状況を見ると予期せぬ妊娠に関する相談窓口の設置が進んでおり、自治体から助産師会やNPOに委託されているケースが多く一部自治体直営もありますが相談窓口として妊娠SOS、または妊娠ホットラインという名前で相談業務を行っています。2015年に設立された全国妊娠SOSネットワークが中心となり全国の相談窓口の情報提供などを行っています。関東での設置状況を見ると本県のみ設置していない状況です。東京・千葉・埼玉から相談窓口運営の委託を受けているNPO法人では栃木県内の在住者から今までに69名の相談を受けているそうです。関東エリア全域とするともう少し多い可能性も考えられます。

他にもYouTubeやSNSなどで対応相談窓口を紹介すると若者の相談が増えたものの行政にはなかなか相談しにくく、そのための必要性が伝わっていない。またSNSやメール、LINEなどでの相談は若者が相談しやすいという点には行政としても共感できるという意見もあり、県の委託を受けているということで県内の高校生に妊娠SOSのカードを学校を通して配布することができ、さらには医療機関との連携がしやすくなり経済的困窮など様々な要素がある場合に支援につながりやすい、といった意見などがありました。

また今回学校休業期間中に交際相手と過ごす時間が長くなったり、不安から交際相手への依存が強くなったりなどから、相談窓口を設置しているNPO法人では今年の4月以降に相談件数が3～5倍に急増し、20代の占める割合が急増したということです。予期せぬ妊娠は児童虐待などの負の連鎖につながる可能性が高く、早期から切れ目のない支援をしていくことが重要です。本県在住者からの相談が他県に寄せられている現状や、この中で若い世代の相談が増加している現状を踏まえ、取り急ぎ県で相談窓口の設置に取り組んでいくべきだと考えます。また設置に際してはとちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」が持つネットワークとの連動も視野に入れて取り組んでいくことが非常に有効と考えます。

そこで今後、妊娠SOSの設置についてどのように取り組んでいくのかその考えを保健福祉部長にお伺いします。

〈回答〉予期していない妊娠では親から子へのスムーズな愛着の形成が難しく、虐待につながる可能性が高まるなど妊娠・出産・子育て期の各段階において様々なリスクが予想されることから、適時適切な相談支援につなげることが重要になると認識しています。

また行政につながりにくい若年者などに対しては妊娠等にかかる必要な情報の提供や柔軟な相談体制の整備が求められていると考えています。そのため現在、県では県助産師会等の関係団体と協議を行っていますが専門性を有する人員の確保や相談の受付方法など体制を構築する上でいくつかの課題があるところです。今後も引き続き他県の事例等も参考にしながら県助産師会やとちぎ性暴力被害者サポートセンター等の関係団体と意見交換を重ねるなどして相談体制の構築について検討します。

〈再質問〉必要なことはご理解いただいているようですが、様々な課題から未だ検討中だということでした。しかし先ほど言ったようにこの問題には緊急性・深刻性があるわけです。そういった中でこの若年者層の妊娠や予期せぬ妊娠、望まない妊娠というのは水面下で起こることだとなかなか表に出辛いことだと思いますが、助産師会や他県のNPOではそういったことを把握しているわけです。ですから他県の動向というよりも栃木県から69名の相談が寄せられているというのであれば、既に検討の段階ではないと考えます。各市町では子育て世代包括支援センターにおいて特定妊婦の方や要支援妊婦さんの対応が行われているということですが、それ以外にまだまだ15～19歳くらいの若年者からの相談が増えているということです。しかし子育て包括支援センターでは件数的にも難しく対応ができないということも考えられることから、相談体制を構築するためには各25市町の担当へ聞き取り調査をし、現場の調査をすべきではないかと考えます。現状そのような対応をしているのか、またすべきだと思うのか保険福祉部長にお伺いします。

〈回答〉先ほどお話しした通り母子保険は各市町で行っているところです。その中で妊娠に関わる相談等を受けているというようなことがあるかと思いますので調査という形になるか、聞き取りとなるか方法はいずれにしても市町の状況についてはよく確認をしたいと考えています。

〈感想〉現場の状況というものは非常に重要ですから、聞き取り調査の結果から県としてどのような対応をするかも重要です。例えばあるNPOは助産師会が運営を委託されると県をまたいでも相談が継続してできるということもありますし、そういった意味で各市町の子育て世代包括支援センターとも連携をしながら少しずつ十分な支援体制が構築されていくのではないかと思いますのでどうぞよろしくをお願いします。

そして今年度、国は不安を抱えた若年妊娠者等への支援事業として予算化をしているということも伺っています。ですからこういったことも是非考えながら妊娠SOSの早期設置を切に願います。

《質問⑤》次に香料による化学物質過敏症への対策について保健福祉部長に質問します。県教育委員会では平成18年3月に健康的な学習環境のためにシックハウス対策マニュアルを作成し、同年10月に学校内での化学物質による健康被害問題について当時の北里研究所病院臨床環境医学センターの宮田部長を講師に養護教諭特別講座を開催しました。現代社会では多くの化学物質に囲まれての生活を切り離すことはできないが、洗剤や芳香剤・消臭剤・整髪料など化学物質からの負荷を減らすように適切に健康管理をしていかななくてはならないと話されました。当時そんな身近なものがと会場からどよめきが起こったことを記憶しています。あれから14年が経ちましたが、香りの害「香害」という言葉をご存知でしょうか。このところ耳にする方も増えているのではないかと思います。香料による新たな公害のことです。香りの感じ方は個人差があり心地よいと感じる人ばかりではなく、不快に感じさらにはその香りによって頭痛・めまい・吐き気・皮膚のかゆみ・目鼻喉のヒリヒリ感・倦怠感・集中力低下などが起きる人がいます。人工的な香り成分は化学物質で作られており、環境中に存在しその人工的な香り成分を吸い込み続けることで化学物質による健康被害である化学物質過敏症を発症することがあります。最近では香料付きの柔軟剤・洗剤・消臭除菌スプレー・化粧品・制汗剤・文房具などが多く出回り、その香りは家庭内だけではなく学校・職場・店舗などの施設、公共の建物、交通機関、時には公園や道路にまで漂っていることもあります。そのため、いつ誰が人工香料による化学物質過敏症を発症しても不思議ではありません。人が集まるところに出ることができなくなってしまうこともあり、その症状は日常生活に支障を及ぼす非常に深刻なものとなっています。しかし現在、原因となる香り成分の特定には至っておらず規制対象になっていません。また発症メカニズムも未だよく分かっていないため診断できる病院も専門医も少なく患者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。周囲の無理解に傷つき、心無い言葉で悩む患者も少なくありません。対象としては人工香料による化学物質過敏症を発症する人が存在することを広く認識してもらい、人が多く集まる公共施設などの場で使用を控えるよう周知をしていくことが有効であるという専門家の意見があります。そして報道によると2020年1月時点で全国105の自治体でウェブサイトやポスターによる香料への配慮を呼びかける内容の周知が行われています。県内では宇都宮市において宇都宮市保健所と宇都宮市教育委員会が既に、香料使用への配慮を呼びかける内容の化学物質過敏症に関する啓発ポスターを作成し、県内の公共施設や学校の昇降口に掲示したり、学校だよりに掲載したりして周知を図っています。しかしまだ県では実施されておらず、取り組むことが必要ではないかと考えます。そこで県として香料による化学物質過敏症についてどのように認識して、今後周知の対策にどのように取り組んでいくのか保健福祉部長にお伺いします。

〈回答〉現在洋服などの衣類の柔軟剤や部屋の消臭剤などは香り自体、芳香性を工夫した商品が人気となる一方で、香りによる不快感や心身の不調を訴える方がいらっしゃることは承知をしています。香りの選択は個人の嗜好性、好みによるものであり規制はありませんが、自分にとって快適な香りでも不快に感じる方もいるという認識を一人ひとりが持ち、配慮する意識の向上を図ることが重要であると考えています。

このため今後、県のホームページやメールマガジンなど様々な媒体を活用して香りの感じ方には個人差があることや、人が多く集まる場所や公共施設を利用する場合は周囲に配慮した仕様を心がけていただくよう県民の方々への啓発や情報発信に取り組んでいきます。また市町に対しても啓発を依頼するなどして香料を使用する際の配慮を広めていきます。

〈再質問〉県としてもホームページやメルマガなどを使い、そして市町にも啓発を依頼するということでした。しかし宇都宮市が早くから取り組むポスター、これは宇都宮市保健所が発行しているものと宇都宮市の教育委員会がご来校の皆様へという形で昇降口に掲示したりしているものを見ました。化学物質過敏症について、これは何だろうと疑問に思う人や、確かにこの考え方が必要だ、というような様々な反応を見聞きしています。やはりホームページやメルマガなどだと見る人にしか見られませんが、ポスターならば人の目に付くところに貼るだけで配慮をするという啓発が行える、これならば県として役目が果たせるのではないかと考えます。やはりポスターのように誰もが目に付く分かりやすい形での周知ということに関して、もう一歩踏み込んで県としては考えられないか保健福祉部長に再度質問します。

〈回答〉お話にあった通りホームページ以外の様々な方法で県民の方々に知っていただく必要があるのではないかとことでしたので、ご提案がありましたポスターなどいろいろな媒体がありますので、あらゆる方法を使って効果的な周知に努めていきたいと考えています。

〈再質問〉ポスターなどを使ってとありましたので、是非とも検討していただきたいと思います。そしてもう一つ教育長にも所見をお伺いします。県立学校の高校生ともなると様々な香りの流行があり、公共施設といえば学校もその一つですが、この香りを身につける生徒が非常に多くなっています。生徒にも化学物質過敏症について認識をしてもらうことが必要ではないかと思うのですが、県立学校における周知等の対策について教育長はどのような考えがあるのかお伺いします。

〈回答〉県教育委員会では養護教諭などを対象とした研修を通して、シックハウス症候群などが中心とは思いますが化学物質過敏症について教職員の理解を深めてきたところです。ご指摘の通り、こういった香りの感じ方は人により個人差があるということ、それから場所等によって周りの方への配慮が必要だということはその通りだと思いますので、保健福祉部とも協議をしながら児童生徒や保護者への啓発や情報発信に取り組んでいきたいと考えています。

〈感想〉周りへの配慮、または周りの理解というものが本当に必要になってくるのではないかと思います。これはすべての人がいつ発症するかどうかわからないという現状もあります。一定量を吸い込むと突然発症するということもありますので、当事者もそうでない方も自身の香りについて気をつけていくことが必要ではないかと思います。昨年1月、宇都宮大学の学生の中でも化学物質過敏症を発症する事例があり、この課題について東海大学の坂部医学部長をお迎えしての講演やシンポジウムが行われました。大学の中でも化学物質過敏症が議論になっているところです。先ほども言いましたが、これは発症者の問題だけではなく周りの理解が必要であり、化学物質過敏症についての啓発と周知ということが非常に重要だと思います。またSDGsの一つである、誰一人も取り残さないという理念が定着しているところですが、そこには予防原則ということがあるのではないかと思います。やはり県からや県の教育委員会からの啓発は非常に重要だと思います。県が啓発することによって介護施設などさらに広がっていくのではないのでしょうか。

先日、私の住む自治会に回覧が回りました。その回覧の学校だよりの中に宇都宮市が作成したポスターのコピーが掲載されていました。やはり学校にはそういう子供がいるということですので目に付くところ、身近なところから啓発周知をするということが求められているのではないかと思います。是非とも早急な周知・徹底、そしてみんなで気をつけるということに務めていただきたいと思います。

《質問⑥》最後の質問です。自転車損害賠償責任保険等の加入促進について県民生活部長に質問します。国は環境負荷の低減、災害時の交通機能の維持、国民の健康増進などの観点から、自転車の積極的な使用を推進しており平成29年5月に自転車活用推進法を施行し、平成30年6月には自転車活用推進計画を策定しました。本県においてもこれまで取り組んできた自転車通行区間の整備や交通安全活動の他、健康や観光などの新たな視点を加えた栃木県自転車活用推進計画を令和2年3月に策定し、具体的な取り組みを示して自転車の活用を推進しています。また最近では新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として、人との接触を低減する取り組みの一つとして自転車通勤・通学の一層の推進が測れるなど自転車の利用が今まで以上に進む中、自転車事故への対応が課題となっています。自転車が関係する交通事故により相手側を負傷させた自転車利用者に対して多額の賠償を求める判決がなされるケースが見られます。

自転車事故は子供から高齢者までの自転車利用者の誰もが加害者になる可能性があり、過失の有無や過失の割合の程度により対人・対物ともに損害賠償責任が発生するため、自転車利用者が個人賠償責任保険などに加入していない場合は賠償がなされず被害者の救済が難しくなり問題となっています。自転車事故への対応については自転車活用推進法において交通安全教育及び啓発が重点施策の一つに位置付けられた他、道路交通法違反行為への対応と損害賠償を保証する制度が不足として検討事項に指定されました。また損害賠償保障する制度に関しては国の自転車活用推進本部において検討が行われ、都道府県等に対して条例等による自転車損害賠償責任等への加入義務付けが要請され、平成31年2月には国土交通省が条例等による保険等加入促進の具体策として条例の雛形である標準条例を作成し、条例の制定を支援しているところです。全国の都道府県の動向としては自転車利用者の個人賠償責任保険加入については兵庫県が平成27年に義務を課す条例を制定して以来、令和2年9月30日現在で16都府県が義務、11道県が努力義務を課す条例を制定していますが本県はまだ条例の制定には至っていません。

栃木県自動車活用推進計画においては自転車を安全に利用できる安心な栃木という目標を掲げて、自転車に関係する交通事故の件数を2019年は1,059件から、目標値を2025年には800件以下にするという成果指標と、万が一に備えた自転車損害賠償責任保険等への加入促進を政策に掲げており、自転車事故の被害者の救済を図るためには国の示した標準条例を元に加入促進に関する条例を制定するなどの対策を講じることが早急に必要と考えます。

そこで条例の制定を含め、自転車損害賠償責任等への加入促進にどのように取り組んでいくのか県民生活部長にお伺いします。

〈回答〉県では自転車損害賠償責任保険等の加入については各期の交通安全県民総ぐるみ運動などの広報啓発活動や、交通安全教室の開催を通してその必要性を周知してきました。また学校や関係機関へのリーフレット配布やホームページでのPRなどを行うことにより、広く加入促進に努めているところです。全国では自転車利用者が加害者となる事故において高額な賠償事例が発生しており、被害者救済の観点から自転車保険への加入をさらに促進していく必要があると考えています。

引き続き様々な機会を捉えて積極的に広報啓発活動を展開するとともに、条例制定も含め自転車保険の効果的な加入促進方策について検討していきます。

〈感想〉条例制定を検討するということですが、この質問をするにあたり平成27年9月に早川けいこ議員もこの件について質問していたことが分かりました。その時には他県の動向も情報を収集し研究をすると5年前はお答えでした。今回は条例の制定も想定し検討するということですが、既に他県では義務化について16都府県では義務、11道県が努力義務となっていて、標準条例が国からも提案されています。本来であれば議員からの条例提案ということもありますが、現状早急に必要ではないかと考えます。是非とも検討ではなく前向きな方向で一步進んでいただきたいと思います。やはり賠償されないということは本当に大変な状況ですのでよろしく願います。

それと自動車保険や火災保険などの特約に付帯されているということもありますし、他にも個人賠償責任保険に加入した場合には自転車事故だけではなく商品の破損や犬に噛まれたなど、日常生活のリスクを保証するという形で幅広く対応ができる保険もあるようですので、そういったことを考えればやはり検討して条例の義務化を進めるようにしていただきたいと思います。

私の質問は以上ですべて終わりますが県民の安心安全、また知事が掲げる重点テーマをこれからまた5期目の知事の方針をこの栃木県の繁栄のためにしっかりやっていただきたい、そんな思いで質問をしました。以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。